

質疑回答書(最終版)

工事名称		総合福祉センター外部改修工事		作成：令和4年5月23日（月）	
番号	図面番号	質	問	回	答
1	A-23	Uカットシール充填工事において、令和4年4月より法律が強化（罰則あり）されており、施工範囲に隔離及び前室が必要になっております。	その為、サンダーを使用しない「自動低圧エポキシ樹脂注入工法」にて計画してもよろしいでしょうか。		本件においては隔離養生を実施した試験施工を実施し、ガイドラインに規定される基準値を超えない施工であることを事前確認（環境測定を実施）し、隔離養生を行わないことを事前に関係官庁と協議しております。なお、見積時点では工法は図示の通りとしてください。
2	A-02, 39	防水工事において、塩ビ被覆鋼板の材質でステンレス製に印が付いていますが、別図では高耐食メッキ製とも読み取れます。固定ビスはステンレス製で、塩ビ被覆鋼板は高耐食メッキ製でよろしいでしょうか。			よろしいです。
3	A-38, 39	塩ビシート防水及び改質アスファルト防水の「押さえ金物・水切り金物・塩ビ被覆鋼板」の数量が内訳明細に記載がありませんが、防水の立上り数量に含むと判断してよろしいでしょうか。			よろしいです。（含んでおります）

番号	図面番号	質問	回答
4	A-38	2階バルコニー廻りの納まりにおいて、ウレタン防水をする切り付け部分にも塩ビ被覆鋼板を取付けるようになっていますが、図面は間違いということよろしいでしょうか。	ウレタン防水側には被服鋼板は不要です。
5	共通仮設	空气中濃度測定6ヶ所と有りますが、場所の指示があればお願いします。	<p>本件は、外壁塗材の下地調整材に石綿（クリソタイル）の含有が確認されております。</p> <p>その為に、隔離養生不要の条件として令和3年3月の改定ガイドラインに示された基準値の範囲で施工可能であることを確認し、施工を進めていきます。</p> <p>その為に以下の環境測定を実施するものとします。</p> <p>1) 作業環境の石綿粉塵濃度の確認（基準値確認） 隔離養生内部の「作業中」「作業後」の2回（2カ所）</p> <p>2) 隔離なし作業中の境界条件（自主規制） 東西南北 足場外部にて 試験施工時 4カ所</p> <p>上記により6回（6カ所）の環境測定を実施します。</p> <p>また、詳細については「A-23図」参照ください。</p>

番号	図面番号	質問	回答
6		アスベスト除去作業について	
		1) 集塵装置付ディスクグラインダー工法で、除去を行う場合の集塵機が当たらない角部分は、どう処置しますか。	部位により協議とします。
		2) 養生は隔離養生か非隔離養生でしょうか。隔離養生の場合は、負圧の措置まで必要になるのでしょうか。	試験施工時に隔離養生を実施します。 レベル3同等の為、負圧は不要です。
		3) 外部足場のシートは、防音シート又は、メッシュシートでしょうか。	推察の通りです。
		4) アスベスト試験施工で、外部劣化症状毎に計4点とありますが、これも、密閉空間で行うものと、見てよろしいでしょうか。	隔離養生実施での試験施工は4m2程度（足場1スパン分）のみ、1カ所（2回）で実施します。 その後、東西南北面において、症状毎に部位を抽出し、隔離なしでそれぞれ1時間程度の試験施工を実施します。
		5) アスベストの分析結果の提示は、可能でしょうか。	設計調査における石綿含有部位は、外壁・軒天の下地調整材にクリソタイルの含有が確認されております。 設計時点での分析結果等の資料は、受注事業者へ提示予定です。

番号	図面番号	質問	回答
7		入札書の封筒の中に、 ア) 入札金額積算内訳書 イ) 配置予定技術者等調書 ウ) 配置予定技術者証明書類 を一緒に同封して郵送してもよろしいですか。	よろしいです。
8		ウ) 配置予定技術者証明書類は市内の入札業者は提出しなくてもいいですか。	提出が必要です。 ただし、今回の入札が事後審査であること及び第2号様式配置技術者等調書に「市外業者の場合、資格の写し及び雇用確認書類を添付すること」と記載があるため、未添付の業者も入札参加を認めます。 なお、落札業者が未添付の場合は、事後審査において提出を求めることになります。
9	設計書 電気図 E-01	設計書電気設備のNo. 1に「携帯基地局設備工事」（参考）の項目がありますが、電気設備図E-02図には「携帯基地局用光ケーブル（別途工事）」とありますので、別途と考え、0円計上で宜しいでしょうか。 もし見積が必要でしたら、作業内容をご指示ください。	別途工事（携帯電話会社負担工事）とし、計上不要です。 工事の際は、携帯電話会社負担による指定施工業者と本工事との施工調整は必要になります。

番号	図面番号	質問	回答
10	概略工程表	作業工程の横に表記された「(1)」「(2)」等の意味をご指示ください。	「(数字)」表記の数字は、想定している「週数」を示しています。 また、概略工程表は参考資料※です。 ※施工契約締結後、速やかに施工調整を行った総合工程表の作成が必要です。
11	設計書 (共通仮設) (外壁改修)	外壁改修No.12に「環境測定項目」が2項目ありますが、共通仮設にも空気中濃度測定の項目があります。 上記は別物でしょうか。	両項目は同じ作業を意味します。(項目重複) よって、共通仮設の「空気中濃度測定」を誤記載とし、項目削除としてください。
12	A-06図	特記仕様書の環境配慮改修工事の欄にセキュリティールームの項目に○がついていませんが、必要ないのでしょうか。	必要ありません。 試験施工時に隔離養生は実施しますが、レベル3扱いで負圧処理、セキュリティールームの設置は不要です。
13		アスベストの含有部位をご指示ください。	設計調査にて、外壁と軒裏の下地調整材にクリソタイルの含有を確認しています。

番号	図面番号	質問	回答
14		撤去の不健全塗膜除去は全面でしょうか。何%かご指示ください。	不健全塗膜の判定は施工調査時に実施予定の引張試験によりJIS規格の引張強度の有無により判定します。
			設計書では外壁面すべて（100%）の数量で計上
			していますので、施工調査・マーキング検査時に予定
			している増減契約の対象となりますのでご了承ください。
15		内訳書「1-1」の中の養生という項目は、どのような処理を検討したらよろしいでしょうか。	久留米市発注の外部改修工事に準じ、ご指摘の項目を計上しています。
		同様に「整理清掃片付け」も併せてご説明ください。	両項目の目的は、工事完了時に主に「建物足元回りの
			汚れ防止や原型復旧を目的とした処理を含む」という
			設計上の意図を示す項目とご理解ください。
		<u>以上、前15項目の質疑にて最終版とする</u>	